



秋の総合健(検)診のお知らせ

特定健診、各種がん検診を次のとおり行います。生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず健診を受け、健康づくりに取り組みましょう。

- **とき** 11月10日(日)、11日(月)、12日(火)。受付時間は午前8時30分から10時30分まで。混雑緩和のため受付時間を20分ごとに区切って案内しています。健診の案内票をご覧ください。
- **ところ** くらじの郷保健棟
- **申込方法** 健診を希望する人は、申込書を送付しますので電話でご連絡ください。申込書には必要事項を記入し、希望する健診日の**1か月前まで**にご返送ください
- **健(検)診内容** 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス)、結核検診、特定健診、基本健診
- **申し込み** くらじの郷保健棟まで

母子健康手帳の交付

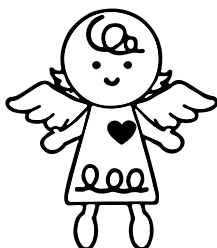
- **とき** 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで。必ず妊婦さん本人がお越しください。日時の都合がつかない場合はご相談ください
- **ところ** くらじの郷保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書(ある人のみ)、個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認ができるもの(運転免許証等)

いのちへの優しさとおもいやり ～10月は臓器移植普及推進月間です～

臓器移植とは、病気や事故によって臓器が機能しなくなった場合に、ほかの人の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療のことです。移植できる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、すい臓、小腸及び眼球(角膜)です。

もしものとき、誰かのいのちを救うことができるかもしれません。家族や大切な人と「移植」のこと、「いのち」のことを話し合い、臓器提供について意思を示すことが大切です。臓器提供へのあなたの意思は、臓器提供意思表示カードや運転免許証、健康保険証の意思表示欄への記載で示すことができます。

- **問い合わせ** 日本臓器移植ネットワーク ☎ (0120) 78局1069番または福岡県メディカルセンター ☎ (092) 432局5577番まで



高齢者インフルエンザ予防接種

10月からインフルエンザの予防接種が始まりました。インフルエンザが本格的に流行する前の10月から12月中旬までに予防接種を受けましょう。

- **接種期間** 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- **対象者** ①65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級程度の障がいを持つ人
- **接種費用** 1,300円。なお、上記の対象者で生活保護世帯の人は無料(診療依頼書が必要)です
- **接種できる医療機関** 福岡県内の指定医療機関 ※事前に予約が必要です

乳幼児健診・相談

10月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- **ところ** くらじの郷保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区 分	期 日	対象児
4か月健診	10月10日(木)	令和元年 5月23日から 令和元年 6月17日生まれ
7か月健診	10月17日(木)	平成31年 3月 1日から 平成31年 3月21日生まれ
12か月健診	10月24日(木)	平成30年 10月 1日から 平成30年 10月31日生まれ
1歳半健診	10月3日(木)	平成30年 3月13日から 平成30年 4月 3日生まれ
3歳健診		平成28年 9月13日から 平成28年 10月 3日生まれ
乳幼児相談	10月8日(火)	令和元年 7月13日から 令和元年 8月 9日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

～今年度特定健診を受診した人へ～ 「運動教室」のご案内

健康運動指導士による運動教室です。参加した人には鞍手町国民健康保険健康ポイントが付与されますので、ぜひご参加ください。

- **とき** 10月30日(水) 午前9時30分から午前11時30分まで
- **ところ** くらじの郷保健棟
- **参加費** 無料
- **対象者** 今年度特定健診を受診した人
- **持ってくるもの** タオル、お茶、上履き(運動靴)
- **申込締切** 10月23日(水)
- **申し込み・問い合わせ** くらじの郷保健棟まで



医療費控除の確定申告 !! 準備はお早めに

あなたや生計を一にする配偶者やその家族のために、平成 31 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに実際に支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費控除とは支払った医療費が返ってくるものではありません。また、対象とならない医療費もありますのでご注意ください。



医療費控除の計算方法

①従来の医療費控除

総所得金額等が
200 万円以上の場合

(医療費の合計 - 保険金等による補てん金額) - 10 万円

総所得金額等が
200 万円未満の場合

(医療費の合計 - 保険金等による補てん金額) - (総所得金額等 × 0.05)

※医療費控除の金額が 0 円以下の場合の対象外です。

※医療費控除の金額の上限は 200 万円です。

②セルフメディケーション税制による特例 (スイッチ OTC 薬控除)

(スイッチ OTC 医薬品購入金額 - 保険金等による補てん金額) - 1 万 2 千円

※控除を受けるためには、申告する人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行い、その取組を行ったことを明らかにする書類の添付が必要です。(例：健康診断結果通知書 (写)、予防接種領収書等)

※控除額の上限は 8 万 8 千円です。

※対象の医薬品にはセルフメディケーション税制の対象である旨のマークが掲載されています。

①「従来の医療費控除」及び②「セルフメディケーション税制」は、選択適用となります。選択した控除は、更正の請求や修正申告において変更することができません。

【ご注意】

- ◆申告の前には、支払った金額を計算した「医療費控除の明細書」を必ず準備してください。医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、税務署から明細書の記入内容の確認のため提示または提出を求められる場合がありますので 5 年間の保存が必要です。
- ◆保険者が発行する医療費通知書 (医療費のお知らせ等) で控除を申告することができます。医療費通知書を使用する場合は、通知書に記載された自己負担額のほか、実際に支払った医療費の額を医療費明細書に記載しますので、領収書でご確認ください。
- ◆インフルエンザなどの予防接種の費用や一般的な近視矯正用のメガネやコンタクトレンズなどは対象外です。また、おむつ代について医療費控除を受ける場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」を一緒に提出してください。おむつ代について医療費控除を受けるのが 2 年目以降の人は「おむつ使用証明書」に代わるものとして「おむつ使用の確認書」を発行できます。詳しいことは役場福祉人権課高齢者支援係までお問い合わせください。